

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案 について

第 1 条例改正の内容

新型コロナウイルス感染症対策の推進に資するため、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日までの間、三重県議会の会派に交付される政務活動費の月額を、1 人当たり 5 万 1 千円から 1 千 5 百円に減額するものである。

第 2 施行期日

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行するものとする。

議提議案第二号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和二年五月二十日

提出者

津村 衛
 稲垣 昭義
 小林 正人
 長田 隆尚
 村林 聡
 三谷 哲央
 津田 健児

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>10 令和二年七月一日から令和三年六月三十日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項及び前項の規定にかかわらず、一月当たり、千五百円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。</p>	<p>10 令和二年七月一日から令和三年六月三十日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項及び前項の規定にかかわらず、一月当たり、千五百円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。</p>

附則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策の推進に資するため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和2年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その7)																			
区 分	件 名	概 要																	
		<table border="1"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5">議案 18件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>8 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>21 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	1 件	議案 18件	条 例 案	9 件	その他議案	8 件	認 定	件	報 告	21 件	提 出	1 件		計	40 件	
予 算	1 件	議案 18件																	
条 例 案	9 件																		
その他議案	8 件																		
認 定	件																		
報 告	21 件																		
提 出	1 件																		
計	40 件																		
◎予算 (1件)	【1】 令和2年度三重県一般会計補正予算(第4号) (「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた『三重県指針』に基づく取組を速やかに実行するために必要な経費について、所要の措置を講ずる補正予算 約81億円)																		
◎条例案 (9件) 農林水産部	【2】 三重県主要農作物種子条例案	<p>本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食糧の供給に寄与するため、主要農作物の種子の生産等について必要な事項を定めるものである。 (令和2年9月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的 (2) 県、指定種子団体等の責務 (3) 指定種子団体の指定 (4) 採種計画の策定 (5) 原種及び原原種の生産 (6) 種子生産ほ場の指定及び審査 (7) 品種の開発及び在来種の活用 																	
総務部	【3】 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	<p>職員が新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に従事したときの試験防疫業務手当の特例に関する規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に従事したときは、日額4千円を超えない範囲内で試験防疫業務手当を支給する。 																	

区 分	件 名	概 要
農林水産部	<p>【4】 三重県家畜保健衛生所 手数料条例の一部を改 正する条例案</p>	<p>家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日及び令和3年4月1日から施行) (主な改正内容) ・ 「結核病」の名称を「結核」に、「ブルセラ病」の名称を「ブルセラ症」に改める。</p>
総務部	<p>【5】 三重県県税条例の一部 を改正する条例案</p>	<p>地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、自動車税、個人県民税、不動産取得税等についての規定を整備するものである。 (公布の日(一部令和3年1月1日)から施行) (改正内容) (1) 自動車税 自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで6月延長する。 (2) 個人県民税 所得税において、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除の特例措置が講じられることに伴い、同様の措置を講じる。 (3) 不動産取得税 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件を弾力化する。 (4) その他規定を整理する。</p>
	<p>【6】 三重県地方活力向上地 域における県税の特例措 置に関する条例の一部を 改正する条例案</p>	<p>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行) (改正内容) ・ 地方活力向上地域内において施設又は設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限を、令和4年3月31日まで2年延長する。</p>
子ども・福祉部	<p>【7】 みえこどもの城条例の一 部を改正する条例案</p>	<p>受益者負担の適正化を図るため、みえこどもの城の施設等の利用に係る料金の規定を整備するものである。 (令和3年4月1日から施行) (改正内容) ・ クライミングウォールの利用料金を、一般400円、児童生徒等200円(現行一律200円)に改める。</p>

区 分	件 名	概 要
環境生活部	<p>【8】 三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県環境学習情報センターの施設運営の効率化を図るため、開館時間及び休館日についての規定を整備するものである。 (令和3年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 開館時間を午前9時から午後4時まで(現行午前9時から午後5時30分まで)に改める。</p> <p>(2) 休館日に、月曜日及び土曜日(これらの日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合を除く。)を加える。</p>
病院事業庁	<p>【9】 三重県交通安全研修センター条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県交通安全研修センターの施設運営の効率化を図るため、休館日についての規定を整備するものである。 (令和3年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 休館日に日曜日を加える。
◎その他議案 (8件) 県土整備部	<p>【10】 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案</p> <p>【11】 工事請負契約の変更について</p>	<p>保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に鑑み、使用料についての規定を整備するとともに、三重県立こころの医療センターの診療科目に脳神経内科を加えるものである。 (公布の日及び令和2年10月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 外来医療の機能分化を推進する観点から、定額負担を徴収する責務がある医療機関が一般病床数200床以上の地域医療支援病院に拡大されたことに伴い、使用料を納付するものの区分に再診を加え、その金額を厚生労働大臣の定める金額を基準として病院事業の管理者が定める額とする。</p> <p>(2) その他規定を整理する。</p> <p>一般県道香良洲公園島貫線(香良洲橋)橋梁耐震対策(橋梁上部工)工事</p> <p>○ 場所 津市香良洲町地家地内～雲出伊倉津町地内</p> <p>○ 契約金額 変更前 1,015,850,000円 変更後 1,022,360,900円</p> <p>○ 契約方法 随意契約</p> <p>○ 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店 支店長 霜 知宏</p> <p>○ 工事の概要 橋梁上部工(鋼3径間連続非合成箱桁橋)</p> <p style="text-align: right;">L=179.4m</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【12】 工事請負契約の変更に ついて</p>	<p>一般県道信楽上野線(新服部橋)橋梁耐震対策(橋梁上部工)工事 ○ 場所 伊賀市平野清水地内～服部町地内 ○ 契約金額 変更前 1,053,470,000円 変更後 1,057,802,900円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 28番12号 JFEエンジニアリング株式会社名古屋 支店 支店長 霜 知宏 ○ 工事の概要 橋梁上部工(鋼7径間連続非合成少数 主桁橋) L=283.5m</p>
<p>教育委員会</p>	<p>【13】 財産の取得について</p>	<p>三重県立学校におけるLAN構築用ネットワーク機器の購入 ○ 金額 365,970,000 円</p>
	<p>【14】 財産の取得について</p>	<p>三重県立学校における電子黒板機能付きプロジェクターの購 入 ○ 金額 284,801,000 円</p>
	<p>【15】 財産の取得について</p>	<p>三重県立高等学校における学習用情報端末の購入 ○ 金額 194,694,500 円</p>
<p>県土整備部</p>	<p>【16】 県道の路線廃止につい て</p>	<p>道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、 県道の路線を次のとおり廃止するものとする。 ・ 県道の廃止 二木島港線</p>
<p>環境生活部</p>	<p>【17】 調停の合意について</p>	<p>三重県桑名市大字五反田字源十郎新田地内において、油の 回収及び処理等を求め、四日市簡易裁判所に申立てを行った民 事調停について、四日市簡易裁判所調停委員会から提示された 調停案に合意するものである。</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	【18】 損害賠償の額の決定及び和解について	令和2年3月5日、県立尾鷲高等学校教職員住宅敷地内に設置されているゴミ集積箱の蓋が、強風により隣接する住宅の駐車場に駐車していた車両に飛散し、車両の右前方ドアに損傷を負わせた事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。 損害賠償額 299,398円
◎報告 (21件) 医療保健部	【19】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和元年7月12日四日市市伊坂町地内の伊勢湾岸自動車道において発生した医療保健部(健康づくり課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 73,920円
農林水産部	【20】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和元年10月18日津市戸木町地内の国道165号において発生した尾鷲保健所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 371,900円
警察本部	【21】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和元年12月4日四日市市和無田町地内において発生した中央農業改良普及センター(専門技術室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 136,403円
警察本部	【22】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	平成31年1月15日鈴鹿市下箕田四丁目地内の県道四日市楠鈴鹿線において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,434,699円
警察本部	【23】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和元年10月19日津市本町地内の国道23号において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 199,916円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【24】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p> <p>【25】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p> <p>【26】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p> <p>【27】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p> <p>【28】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p>	<p>令和2年2月2日度会郡南伊勢町船越地内の駐車場において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 5,060円</p> <p>令和2年2月5日伊勢市黒瀬町地内の国道23号において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 554,928円</p> <p>令和2年2月24日津市高茶屋小森町地内の駐車場において発生した津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 76,109円</p> <p>令和2年2月26日桑名市長島町大倉地内の市道において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 58,793円</p> <p>令和2年3月4日津市久居明神町地内の県道久居河芸線において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 15,000円</p>
県土整備部	<p>【29】 専決処分の報告について (県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)</p>	<p>令和元年7月18日桑名市多度町猪飼地内の県道大泉多度線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 6,868円</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【30】 専決処分の報告について (県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)</p> <p>【31】 専決処分の報告について (県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)</p> <p>【32】 専決処分の報告について (県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)</p>	<p>令和元年7月23日桑名市大字桑部地内の県道桑名大安線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 6,625円</p> <p>令和2年1月14日鳥羽市松尾町地内の県道鳥羽磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 60,000円</p> <p>令和2年2月20日松阪市小津町地内の国道166号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 278,000円</p>
<p>教育委員会</p>	<p>【33】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について)</p>	<p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>
<p>企業庁</p>	<p>【34】 議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】 内径1800耗制水弁取替工事(四期・長島) 【履行場所】 桑名市長島町小島地内 【契約金額】 762,575,000円 【契約方法】 一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 四日市市大字塩浜4101番地の5 新陽工業株式会社 代表取締役 新井 政智 【契約締結の年月日】 令和2年3月18日 【契約期間】 令和2年3月18日から 令和3年3月26日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 大里浄水場沈澱池等築造工事 【履行場所】 津市大里山室町地内 【契約金額】 変更前 1,439,640,000円 変更後 1,441,114,000円 【契約方法】 随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 四日市市鶉の森一丁目4番3号 メディカルセンタービル2F 鹿島・日本土建・三重農林特定建設工事共同 企業体 代表者 鹿島建設株式会社 三重営業所 所長 大橋 昇一 【変更契約締結の年月日】 令和2年3月11日 【契約期間】 平成30年11月7日から 令和3年1月14日まで</p> <p>【契約名称】 内径1200耗配水管シールド工事(四期・羽津) 【履行場所】 四日市市大字羽津地内～ 四日市市大字羽津甲地内 【契約金額】 変更前 2,592,081,000円 変更後 2,618,533,800円 【契約方法】 随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 津市北丸之内12番 安藤・間・高砂・矢野特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社安藤・間 三重営業所 所長 横山 英樹 【変更契約締結の年月日】 令和2年3月12日 【契約期間】 平成28年11月22日から 令和2年8月24日まで</p>

全員協議会（6月定例会会議）説明事項について

1 令和2年版成果レポート（案）について

【総務部】

2 “命”と“経済”の両立をめざす「みえモデル」（仮称）について

【知事】

令和2年 定例会日程

月 日	曜	日 程		備 考
5月 27日	水	休 会		議会運営委員会
28日	木	休 会		
29日	金	休 会		
30日	土			
31日	日			
6月 1日	月	委員会	差別解消を目指す条例検討調査特別委員会(年間活動計画策定)	
2日	火	休 会		
3日	水	本会議	議案上程(6月定例会月会議)	全員協議会 議案聴取会 議会運営委員会
4日	木	休 会		
5日	金	休 会		
6日	土			
7日	日			
8日	月	本会議	議案質疑	議会運営委員会
9日	火	休 会		
10日	水	本会議	一般質問	
11日	木	休 会		
12日	金	本会議	一般質問	
13日	土			
14日	日			
15日	月	休 会		
16日	火	本会議	一般質問	
17日	水	休 会	(予算決算常任委員会総括質疑)	
18日	木	委員会	付託議案審査〔 戦略企画 雇用経済、環境生活 農林水産 、 医療保健 子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
19日	金	委員会	付託議案審査〔 総務 地域連携、防災 県土整備企業 、 教育警察 の各常任委員会・分科会〕	
20日	土			
21日	日			
22日	月	委員会	付託議案審査〔 戦略企画 雇用経済、環境生活 農林水産 、 医療保健 子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
23日	火	委員会	付託議案審査〔 総務 地域連携、防災 県土整備企業 、 教育警察 の各常任委員会・分科会〕	
24日	水	休 会	(常任委員会予備日)	
25日	木	休 会	(委員会等予備日)	
26日	金	委員会	予算決算常任委員会(採決)	
27日	土			
28日	日			
29日	月	休 会		代表者会議 議会運営委員会
30日	火	本会議	採決(6月定例会月会議)	

※ 請願陳情の受理

・ 6月3日(水) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

・ 3月20日(金)～6月2日(火)

令和 2 年 定例会 6 月定例月会議 議案聴取会日程(案)

- 1 開催年月日 令和 2 年 6 月 3 日 (水)
全員協議会終了後
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴 取 順
 - (1) 議提議案
 - (2) 知事提出議案

所 管 名	議案	報告	提出
総務部	○	○	
防災対策部	○	○	
戦略企画部	○	○	
警察本部	○	○	○
病院事業庁	○		
企業庁		○	
医療保健部	○	○	○
子ども・福祉部	○	○	
環境生活部	○	○	○
地域連携部		○	
農林水産部	○	○	○
雇用経済部	○	○	
県土整備部	○	○	○
教育委員会	○	○	

質問者一覧表(案)

令和2年定例会(6月定例会会議)

月 日(曜)	質問区分	順序・氏名(会派)			
		1	2	3	4
6月10日(水)	一般質問	議員 (公明党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)	議員 (草莽)
		1	2	3	4
6月12日(金)	一般質問	議員 (自民党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)	議員 (草莽)
		1	2	3	4
6月16日(火)	一般質問	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)	議員 (新政みえ)	議員 (新政みえ)
		1	2	3	4

(参考) ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度

・関連質問

新政みえ	6回	自由民主党県議団	5回	草莽	2回	自民党	2回
公明党	1回	日本共産党	1回	草の根運動いが	1回		

請願の処理経過及び結果の報告

- 平成29年定例会2月定例会議で採択された請願
 - ・ 『汚染土壌処理業（海山土壌処理センター）』の許可に対し慎重な判断を
求めることについて

意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

6月23日(火) 午後5時まで

6月3日の議事予定

開 議
諸報告

- ・議提議案の配付について
- ・文書質問書の配付について
- ・議案等の配付について
- ・県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書の配付について
- ・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく予算に関する補助金等に係る資料の配付について
- ・例月出納検査報告書並びに請願・陳情処理経過一覧表の配付について

日程第1 議提議案第2号〔提案説明〕

日程第2 議案第103号から議案第120号まで〔提案説明〕

休会の件
散 会

全員協議会
議案聴取会
議会運営委員会
予算決算常任委員会拡大理事会
広聴広報会議

日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	水(元日)	土	日	水	金	月 特別委(活動計画)	水	土	火 県外調査	木	日	火
2	木	日	月 一般質問	木	土	火	木	日	水 県外調査	金 一般質問	月(委員会予備日)	水 一般質問
3	金	月 代表者会議	火 追加議案上程	金	日(憲法記念日)	水 議案上程	金	月	木 県外調査	土	火(文化の日)	木
4	土	火	水	土	月(みどりの日)	木	土	火	金 代表者会議	日	水	金 一般質問
5	日	水	木 一般質問・質疑	日	火(こどもの日)	金	日	水 県内調査	土	月 予決(企業会計) 予決(総括質疑)	木	土
6	月	木	金 予決(予算総括質疑)	月	水(振替休日)	土	月	木 県内調査	日	火 全協(経営方針・予算方針)	金 代表者会議	日
7	火	金	土	火	木	日	火 県内調査(教育)	金 県内調査	月	水 職層・環境・教養 常任委・分科会	土	月 予決(当初予算要求状況)
8	水	土	日	水	金 代表者会議・議運	月 議案質疑	水 県内調査(教育)	土	火	木 総地・防県・教養 常任委・分科会	日	火 予決(当初総括的質疑) 予決(総括的質疑)
9	木	日	月 職層・環境・医子 常任委・分科会	木	土	火	木	日	水	金 職層・環境・教養 常任委・分科会	月 県内外調査	水 職層・環境・医子 常任委・分科会
10	金	月 議運	火 総地・防県・教養 常任委・分科会	金	日	水 一般質問	金	月(山の日)	木 議運	土	火 県内外調査	木 総地・防県・教養 常任委・分科会
11	土	火(建国記念の日)	水 職層・環境・医子 常任委・分科会	土	月	木	土	火	金	日	水 県内外調査	金 職層・環境・医子 常任委・分科会
12	日	水 全協(当初予算)	木 総地・防県・教養 常任委・分科会	日	火 代表者会議(役選)	金 一般質問	日	水	土	月 総地・防県・医子 常任委・分科会	木 県内外調査	土
13	月(成人の日)	木	金(常任委員会予備日)	月	水 代表者会議(役選)	土	月 予決(成果レポート)	木	日	火(常任委員会予備日)	金 予決(採決) 議運	日
14	火	金	土	火	木 代表者会議(役選)	日	火	金	月	水(委員会等予備日)	土	月 総地・防県・教養 常任委・分科会
15	水 開会	土	日	水	金 役員改選	月	水	土	火	木 予決(採決) 代表者会議	日	火(常任委員会予備日)
16	木	日	月(委員会等予備日)	木	土	火 一般質問	木	日	水	金 代表質問・議運	月 県内外調査	水(委員会等予備日)
17	金	月 議案上程・聴取会	火 予決(採決)	金	日	水(予決総括質疑)	金	月 みえ高校生県議会	木 議案上程	土	火 県内外調査	木 予決(採決)
18	土	火 議案聴取会	水 代表者会議・議運	土	月	木 職層・環境・医子 常任委・分科会	土	火	金	日	水 県内外調査	金 代表者会議・議運
19	日	水	木 採決	日	火	金 総地・防県・教養 常任委・分科会	日	水	土	月 採決・議案上程 予決(一般・特別会計)	木 県内外調査	土
20	月	木	金(春分の日)	月	水 代表者会議	土	月 県内調査	木	日	火	金 採決・議案上程	日
21	火	金	土	火	木	日	火 県内調査	金	月(敬老の日)	水	土	月 閉会(採決)
22	水	土	日	水	金 職層・教養 常任委(所管説明)	月 職層・環境・医子 常任委・分科会	水 県内調査	土	火(秋分の日)	木 全協(定期監査結果) 予決(当初予算考え方)	日	火
23	木	日(天皇誕生日)	月	木	土	火 総地・防県・教養 常任委・分科会	木(海の日)	日	水	金 予決(当初予算考え方)	月(勤労感謝の日)	水
24	金	月(振替休日)	火	金	日	水(常任委員会予備日)	金(スポーツの日)	月	木 議案質疑	土	火	木
25	土	火 代表質問 議案質疑	水	土	月 環境・医子 常任委(所管説明)	木(委員会等予備日)	土	火	金	日	水	金
26	日	水	木	日	火 総地・防県 常任委(所管説明)	金 予決(採決)	日	水 県外調査	土	月	木 議案質疑	土
27	月	木 一般質問	金	月	水 議運	土	月	木 県外調査	日	火	金	日
28	火	金	土	火	木	日	火	金 県外調査	月 一般質問	水 予決(決算総括質疑)	土	月
29	水	土	日	水(昭和の日)	金	月 代表者会議・議運	水	土	火	木 職層・防県・教養 分科会(決算)	日	火
30	木	月	月	木	土	火 採決	木	日	水 一般質問	金 総地・環境・医子 分科会(決算)	月 一般質問	水
31	金	火 議案上程・採決	日	日	金	月	金	月	土	日	木	木

- 本会議開催日
- 議決休会日
- 休日休会日

質問者一覧表(案)

令和2年定例会(6月定例会会議)

月 日(曜)	質問区分	順序・氏名(会派)				
		1	2	3	4	5
6月10日(水)	一般質問	議員 (公明党または 日本共産党)	議員 (公明党または 日本共産党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)	議員 (草莽)
6月12日(金)	一般質問	1		2	3	4
		議員 (自民党)		議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)	議員 (草莽)
6月16日(火)	一般質問	1		2	3	4
		議員 (新政みえ)		議員 (自由民主党県議団)	議員 (新政みえ)	議員 (新政みえ)

(参考) ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度

・関連質問

新政みえ	6回	自由民主党県議団	5回	草莽	2回	自民党	2回
公明党	1回	日本共産党	1回	草の根運動いが	1回		